

令和6年度

中野市保育所入所のご案内

〈令和6年4月～令和7年3月入所分〉



中野市 子ども部 保育課 保育係（市役所2階）

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番 19号

電話 22-2111（内線293）

も く じ

※令和5年10月時点の内容のため変更となる場合があります

1	入所できる児童	2 P
2	支給認定（保育の必要性の認定）	3 P
	(1) 認定区分と利用できる施設	3 P
	(2) 各施設の概要	4 P
	(3) 保育の時間（保育必要量）	4 P
3	入所申込	
	(1) 4月入所申込	5 P
	(2) 年度途中の入所申込	5 P
	(3) 受付方法	5 P
	(4) 入所までの流れ	6 P
	(5) 利用調整	6 P
	(6) 入所申込に必要な書類	7 P
	(7) 入所申込に関するその他のお知らせ	8 P
4	広域入所	8 P
5	育児休業明けの入所予約	
	(1) 対象者	9 P
	(2) 受付期間	9 P
	(3) 提出書類	9 P
	(4) 実施保育所および予約可能数	10 P
	(5) 内定日および内定日以降の手続き	10 P
	(6) 重要事項	10 P
6	令和6年度 新規受入児童の状況（予定）	11 P
7	市内の保育所等	12 P
8	民営化について	13 P
9	保育の利用時間	13 P
10	利用者負担額（保育料）	14 P
11	利用者負担額（保育料）一覧表	15 P
12	利用者負担額（保育料）等の減免	16 P
13	保育および子育て支援実施事業一覧	17 P
14	延長保育	18 P
15	土曜日保育	19 P
16	休日保育	19 P
17	一時的保育	20 P
18	病後児保育	21 P
19	病児・病後児保育	22 P
20	利用者負担（保育料）等の納入	23 P
◆	記入例	24 P
◆	保育所の利用調整基準表	29 P


1 入所できる児童

次の要件をすべて満たす児童が、保育所に入所することができます。

- ① 中野市に住民票があり、居住している
- ② 集団保育が可能
- ③ 保護者の双方が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することにより、日々児童を保育することができないと認められる場合

●保育を必要とする事由（入所できる基準）

種 類	内 容
就労	フルタイムほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、1か月あたり48時間以上労働している場合 <u>(※手伝い程度は不可)</u>
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合 (※入所できる期間は、出産予定日から起算して8週間を経過する日の月末まで)
保護者の疾病、障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がい等がある場合 (※原則として治療または療養の期間が1か月以上に渡るものとします。)
親族の介護、看護	同居または長期入院等している親族の常時介護、看護にあたる場合
災害復旧	災害等の復旧により、保育ができない場合
求職活動 (起業準備も含む)	仕事をする意志があり、仕事を探している場合 (※入所できる期間は90日間)
就学	大学や専門学校、職業訓練校などに通っている
育児休業中	育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 (※入所できる期間は、育児休業が終了する日の月末まで) <u>(※保護者が育児休業中の場合、新規利用はできません。)</u>
その他	上記のほか保育に欠けると認められるもの

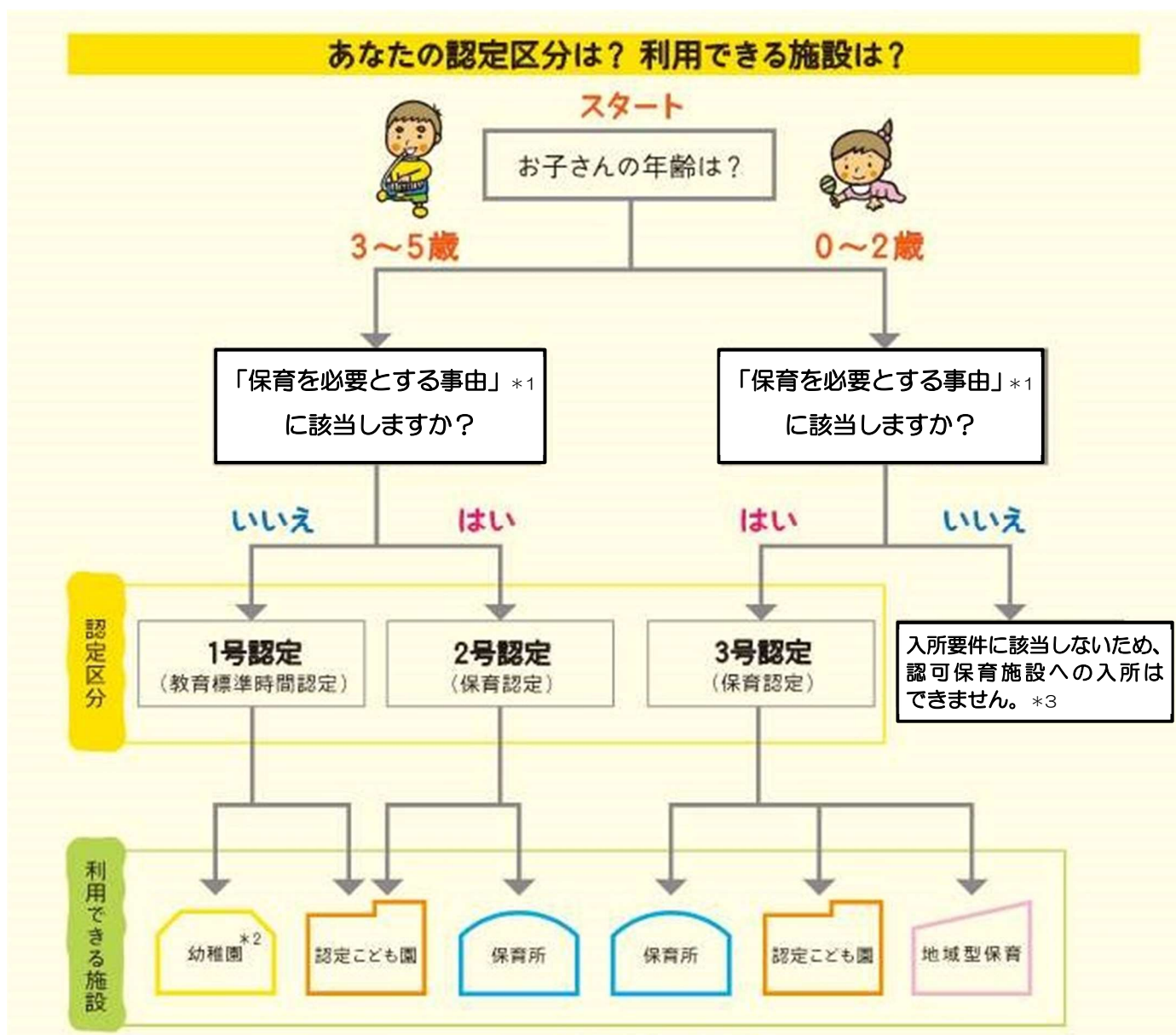
 **農業の場合は事業主が農業により収入を得ていることが必要です。**
上記に該当しない場合は、幼稚園をご利用ください。

2 支給認定（保育の必要性の認定）

子ども子育て支援法における「支給認定」とは、保育所や認定こども園などを利用する際に必要となる受給資格です。保護者からの申請を受けて、市が「保育の必要性」や「保育の必要量」、「保育所を利用する期間」を認定します。

(1) 認定区分と利用できる施設

児童の年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。また、認定区分により利用できる施設や時間が変わります。



*1 2ページ記載の「保育を必要とする事由（入所できる基準）」参照。

*2 新制度に移行していない幼稚園もあります。

*3 必要に応じて、認可外保育施設、一時的保育などの支援が利用できます。

(2) 各施設の概要



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。利用時間、開園日等については、施設へ直接お問い合わせください。



幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。夕方までの保育のほか、延長保育を実施します。



就労などのために保育できない保護者に代わって保育する施設です。夕方までの保育のほか、延長保育を実施します。



保育所（原則 20 人以上）より少ない人数の単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業です。夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。

※ 地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の機能を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）が設定されます。

(3) 保育の時間（保育必要量）

保育の必要性によって更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区分	就労時間（要件）	施設利用可能時間
保育短時間	48時間以上／月	一日最長 8時間 + 必要に応じた延長保育
保育標準時間	120時間以上／月	一日最長 11時間



保護者が求職活動および育児休業中である場合は、**保育標準時間を利用することはできません。**

3 入所申込

(1) 4月入所申込

区分	申込期間	入所内定予定日
1次	令和5年11月1日(水) ～ 11月14日(火)	12月下旬～1月上旬
2次	令和6年2月26日(月) ～ 3月6日(水)	3月13日(水)前後

※ 申込締切日までに申込書類がすべて揃わない場合は利用調整の対象になりません。

※ 2次は1次の利用調整後の空き状況に応じ、利用調整を行います。1次の申込者が優先となりますので、可能な限り1次にお申し込みください。

(2) 年度途中の入所申込

入所希望月	申込期間	入所内定予定日
5月	令和6年3月15日(金) ～ 3月22日(金)	3月28日(木)前後
6月	令和6年4月15日(月) ～ 4月19日(金)	4月25日(木)前後
7月	令和6年5月21日(火) ～ 5月30日(木)	6月5日(水)前後
8月	令和6年6月19日(水) ～ 6月25日(火)	7月1日(月)前後
9月	令和6年7月22日(月) ～ 7月26日(金)	8月1日(木)前後
10月	令和6年8月20日(火) ～ 8月26日(月)	8月30日(金)前後
11月	令和6年9月18日(水) ～ 9月25日(水)	10月1日(火)前後
12月	令和6年10月21日(月) ～ 10月25日(金)	10月31日(木)前後
1月～2月	令和6年11月20日(水) ～ 11月26日(火)	12月2日(月)前後

※ 申込締切日までに申込書類がすべて揃わない場合は利用調整の対象になりません。

※ 3月入所の取り扱いはありません。

(3) 受付方法

- ・ 保育課へ申込書類を持参（保育所および豊田支所では受け付けできません）
- ・ 電子申請（マイナポータル）



電子申請を利用して申請する場合は、保護者のマイナンバーカードが必要です。



電子申請の申請方法等については、中野市ホームページをご確認ください。

電子申請詳細はこちら



(4) 入所までの流れ

① 支給認定申請書と利用申込書提出

申込期間内に申込書類を保育課窓口へ提出ください。

※電子申請（マイナポータル）による申請も受け付けております。

② 利用調整

提出書類に不備がある場合や、入所希望児童数が受入可能人数を超えた保育所の中で希望どおりにならない場合は、電話等でご連絡します。

③ 内定の連絡

4月（1次）の入所内定者には文書で通知します。

4月（2次）以降の入所内定者には電話でお知らせします。

④ 面接

入所の内定した保育所で面接を行います。入所児童と保護者でお越しください。

⑤ 入所決定

面接で入所に支障がない場合、入所決定となり、利用決定通知を送付します。

⑥ 利用者負担額の決定

利用者負担額（保育料）を決定し、利用者負担額決定通知を送付します。

⑦ 入所

入所後1週間程度は慣らし保育（半日保育）となります。

(5) 利用調整

受入可能人数を超える入所申込があった場合は、次の手順で利用調整を行い、保育の必要性の高い児童から順次決定します。（先着順ではありません）

① 支給認定申請書および添付書類を確認のうえ、保育の支給認定を行います。

② 受入可能人数を超える利用希望があった園は、利用申込書や就労証明書等を基に各児童に対し「基準点」を付け、保育が必要な事由を点数化します。

※ 基準点は、29・30ページに記載の「保育所の利用調整基準表」を基に算出します。

③ 基準点を基に、保育の必要度の高い方から優先順位をつけ、保育所利用の調整（決定）を行います。

④ 希望する園への調整がつかなかった場合には、第2希望以降の園へ調整します。

⑤ 調整の結果、入所可能な園がない保護者に対しては、「保育保留決定通知書」を送付し、入所保留とさせていただきます。

(6) 入所申込に必要な書類

1 必須書類

提出または提示書類	
支給認定申請書	児童1人につき1枚
保育利用申込書（兼児童台帳）	児童1人につき1枚
保育を必要とする証明	保護者それぞれ1枚 ※「2 保育を必要とする証明」から該当するものを提出ください。
個人番号確認書類 ※保護者のみ	マイナンバーカード、通知カード マイナンバーが記載された住民票
身元確認書類 ※入所申込書類を提出される方のみ	顔写真付き身元確認書類 1点 （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） または 健康保険証、年金手帳等 2点

! 利用申込書の保護者欄に記入した人以外の人（配偶者等）が提出する場合は、委任状の提出が必要です。

! 離婚前提の別居等の場合は、客観的にひとり親世帯と確認ができない限り、相手方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。 なお、離婚調停（裁判）中で、別居していることが家庭裁判所交付の事件係属証明書で確認できる場合に限り、相手方の書類の提出は必要ありません。

2 保育を必要とする証明

保護者の状況	提出書類
就労 （育児休業からの復職も含む）	就労証明書（所定様式） ※自営業・農業の場合は、就労証明書（裏面）も要記入
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙および出産予定日が記載されたページ）
保護者の疾病、障がい	診断書（所定様式）または障害者手帳の写し ※身体障害者手帳（4級以上）療育手帳（A1・A2・B1・B2） 精神障害者保健福祉手帳（3級以上）
親族の介護、看護	診断書（所定様式）または障害者手帳の写し、介護保険証の写し ※身体障害者手帳（2級以上）療育手帳（A1・A2） 精神障害者保健福祉手帳（1級）介護保険証（要介護3以上）
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職に関する申立書（所定様式）
就学	在学証明書（入学決定通知）及び時間割表

! きょうだい同時申込の場合、保育を必要とする証明（就労証明書等）はコピーで対応可能ですので、必要人数分をコピーのうえ、原本と併せてご提出ください。

(7) 入所申込に関するその他のお知らせ

1 出産前の児童の申し込み

申込日時点では出産前の児童で、令和6年度中の入所を希望される場合は、出産後にお申し込みをお願いします。出産前時点での仮受付は行いません。

2 市外からの転入予定者

令和6年4月から利用を希望される場合は、令和6年3月末までに転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます。

なお、年度途中から利用を希望する場合は、利用開始予定日の前日までに転入の届出をしてください。

3 入所後の家庭状況等の変更

入所後に家庭の状況（母子認定、生活保護開始、世帯状況、転居など）が変わり、児童の入所要件に変更があった場合や、保護者の勤務先や保育を必要とする理由に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書兼変更届」の提出をお願いします。

4 申し込みの取下げなど

申込書提出後に申し込みを取り下げる場合や、申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課保育係までご連絡ください。

4 広域入所

広域入所とは、中野市に住所がありながら、保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育所（園）および認定こども園へ入所することをいいます。広域入所をご希望の方は、保育課までご相談ください。

なお、利用調整については希望施設の所在する市町村が行い、その市町村の住民が優先されますので、入所できないことがあります。



5 育児休業明けの入所予約

中野市内にお住まいで、お子さんが1歳以降になるまで育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入所をあらかじめ予約できる制度です。

なお、申込人数が予約可能数を超えた場合は選考となります。

(1) 対象者

入所予約の申し込みができる方は、次の要件をすべて満たしている方です。

- ① 中野市に住民票があり、居住していること。
- ② 保護者が、申込児童の1歳の前日（もしくはそれ以降）まで育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、復職月からの入所を希望するもの。
- ③ 保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること。
- ④ 入所時に保護者の双方が保育を必要とする事由に該当していること。

※ 育児休業対象児童のきょうだいも同時に予約が可能です。

※ 市外からの転入予定者について、利用開始予定日の前日までに転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます

(2) 受付期間

前期 令和5年11月1日(水) ～ 11月14日(火)

後期 令和6年5月21日(火) ～ 5月30日(木)



申し込みは前期と後期の2回ありますが、申し込むことができるのは育児休業が終了する月によってどちらか一方のみです。

前期：令和6年5月から9月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

後期：令和6年10月から令和7年2月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

※ 例1：9月中に育児休業が終了、10月1日付けで復職の場合…**前期**の申込対象となります。

※ 例2：10月1日に育児休業が終了、10月2日付けで復職の場合…**後期**の申込対象となります。

(3) 提出書類

通常申し込みと同様、7ページに記載の入所申込に必要な書類をご提出ください。

(4) 実施保育所および予約可能数

期別	実施保育所	予約可能数
前期	たかやしろ保育園	若干名
	さくら保育園	
	ひまわり保育園	
	みなみ保育園	
	ひらおか保育園	
	とよた保育園	
	(私立) ひよこ保育園	
後期	令和6年5月頃に中野市公式ホームページ上で公表します。	若干名

(5) 内定時期および内定日以降の手続き

1 内定時期

前期 12月下旬～1月上旬

後期 7月上旬

※内定結果は、電話、郵送等によりお知らせします。

2 内定日以降の手続きについて

①内定した場合

入所後、就労証明書を提出していただきます。

②内定しなかった場合

予約が内定とならなかった方については、復職月にかかる月の申込期間中に通常申し込みをしてください。

各月の申込期間は、5ページ「申込期間」でご確認ください。

(6) 重要事項

- 1 この入所予約は、育児休業明けの復職者に対し、特例的に通常申し込みより優先してその利用可能枠を確保するものです。内定後に辞退のないようお願いします。
- 2 予約内定後に当初の入所月を変更したり、育児休業を延長したりした場合には、入所予約は取消となります。予約申し込みをする前に、あらかじめ勤務先と復職日の相談をしておいてください。
- 3 入所予約で内定した場合、内定を保持したまま通常申し込みはできません。
- 4 入所後、就労証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。

6 令和6年度 新規受入児童の状況（予定）

令和6年度の各保育所における新規受入児童の状況は、次のとおりです。申し込みの際の参考としてください。なお、記載内容は、今後変更になることがあります。

●令和6年度 新規受入児童の状況（予定） （令和5年10月時点）

保育園等名	0歳児	1歳児	2歳児	3、4、5歳児
平野保育園	×	○	○	○
松川保育園	×	○	○	○
高丘保育園	×	○	○	○
たかやしろ保育園	○	○	○	○
さくら保育園	○	○	○	○
ひまわり保育園	○	○	○	○
みなみ保育園	○	○	○	○
ひらおか保育園	○	○	○	○
とよた保育園	○	○	○	○
（私立）ひよこ保育園	○	○	○	○
（私立）中野みらいく保育園	○	○	○	-
（私立）ニチイキッズ中野保育園	○	○	○	-

●児童の園年齢（利用申し込みにあたっての園年齢は、令和6年4月1日時点での年齢です。）

クラス		生年月日
0歳児クラス	未満児	令和5年4月2日 ～
1歳児クラス		令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
2歳児クラス		令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
3歳児クラス	年少	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
4歳児クラス	年中	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
5歳児クラス	年長	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日

7 市内の保育所等

施設種別	公立 私立	保育所等名	施設定員 (人)	所在地	電話番号
保育所	公	平野保育園	210	中野市大字片塩 41 番地	22-6302
	公	松川保育園	160	中野市大字中野 1461 番地 1	22-2248
	公	高丘保育園	140	中野市大字草間 1502 番地	22-2731
	公	たかやしろ保育園	120	中野市大字赤岩 1525 番地 2	22-6611
	公	さくら保育園	120	中野市大字小田中 119 番地 1	22-3244
	公	ひまわり保育園	100	中野市三好町一丁目 6 番 12 号	22-3324
	公	みなみ保育園	150	中野市大字新野 335 番地 2	26-2187
	公	ひらおか保育園	150	中野市大字間長瀬 496 番地 2	26-2525
	公	とよた保育園	120	中野市大字豊津 3079 番地 1	38-2123
	私	ひよこ保育園	90	中野市東山 1134 番地 4	24-5155
小規模 保育事業	私	中野みらいく 保育園 ^{※1}	19	中野市大字吉田 1044 番地 2	38-8868
	私	ニチイキッズ 中野保育園 ^{※1}	19	中野市大字吉田 796 番地 5	38-1018
こども 園 認定	私	認定こども園 中野マリア幼稚園 ^{※2}	1号… 60 2・3号… 110	中野市中央二丁目 6 番 4 号	22-3503
幼稚園	私	中野中央幼稚園 ^{※3}	230	中野市中央四丁目 2 番 5 号	22-3686

※1 地域型保育事業(小規模保育事業)は、保育所より少ない人数の単位で、3歳未満児を保育する事業です。少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

※2 認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもつ施設です。募集人員および申し込みについては、園へ直接お問い合わせください。

※3 幼稚園は教育施設です。中野中央幼稚園への入園を希望される方は、園へ直接お問い合わせください。

8 民営化について

平野保育園及び高丘保育園について、民設民営方式により建て替えを行い、令和7年4月に新園開園を見据えています。

	平野保育園	高丘保育園
設置場所	平野小学校区	高丘小学校区
施設定員	160人	90人
施設種類	保育所／認定こども園	保育所／認定こども園

9 保育の利用時間

(令和5年10月時点)

時間	午前				午後							
	7:00	7:30	8:00	8:30	正午	2:00	4:00	4:30	5:30	6:30	7:00	
市内公立保育所 (9園)	月～金	保育標準時間										
		延長	保育短時間						延長			
	土曜日	保育標準時間										
		延長	保育短時間						延長			
ひよこ保育園	月～金	延長	保育標準時間								延長	
		延長	保育短時間						延長			
	土曜日	保育標準時間										
		延長	保育短時間						延長			
中野みらいく 保育園	月～土	保育標準時間										
		延長	保育短時間						延長			
ニチイキッズ 中野保育園	月～土	保育標準時間										延長
		延長	保育短時間						延長			
認定こども園 中野マリア幼稚園	月～金	保育標準時間										
		延長	保育短時間						延長			
	土曜日	延長 (一時預かり)	教育標準時間						延長 (一時預かり)			
		保育標準時間										
	延長	保育短時間										

10 利用者負担額（保育料）

保育所や認定こども園を利用する場合の利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限に、市町村が設定することになっており、入所児童の世帯（父母）の市町村民税の所得割課税額によって決定されます。

4月から8月は令和5年度市町村民税により決定し、市町村民税額確定後の9月からは翌年度市町村民税により決定します。



市町村民税の所得割額は、「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」または、「市民税・県民税 納税通知書」から確認できます。



市町村民税の所得割課税額は、配当控除および住宅借入金等控除、寄付金控除等の一部税額控除の適用はありません。（税額控除前の金額で算定します）



税（所得税・市民税）の申告義務のある方、給与所得者で確定申告をされる方は必ず申告期間中に申告してください。申告義務がある方で未申告の場合、保育料が最高額になる場合があります。

● 祖父母等と同居している場合の利用者負担（保育料）の決定方法

父母の前年分の給与収入額が 93 万円未満または前年分の所得が 38 万円未満の場合で、同一住所地内に祖父母等が居住する場合は、祖父母等のうち一人を家計の主宰者とし、利用者負担額算定の対象にします。（住民票上の別世帯であっても、同一住所地内の祖父母等は対象になります。）

● 2人目以降入所児童の保育料軽減

同一世帯から就学前児童が幼稚園、認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している児童も含めて、2人目以降の児童が保育所に入所している場合は、利用者負担額（保育料）が軽減されます。

該当される方は「中野市複数通園児童保育料多子軽減届出書」を提出していただく必要がありますので、保育課または保育所にご連絡ください。

11 利用者負担額（保育料）一覧表

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童の保育料が無償化されました。



- ①無償化後も、副食費（おかず・おやつ代）4,500円は保護者負担となります。
- ②延長保育については、利用料の負担があります。
- ③私立園は、上記のほか、給食費などの諸費・雑費等の負担があります。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額

（令和5年10月時点）

階層区分		利用者負担額（月額）		
階層	定 義	3歳未満児		
		標準時間	短時間	
1	生活保護世帯等（※）	円 0	円 0	
2	当年度分市町村民税 非課税世帯	0	0	
3-1	当年度分市町村民税 所得割課税額 48,600円 未満の世帯	ひとり親・ 障がい者等 の世帯 5,150 (0)	4,150 (0)	
3-2	上記以外の世帯	14,800 (7,400)	12,800 (6,400)	
4-1	当年度分市町村民税 所得割課税額	48,600円以上 73,000円未満の世帯	21,600 (10,800) 【9,000】	19,100 (9,550) 【9,000】
4-2		73,000円以上 97,000円未満の世帯	27,700 (13,850) 【9,000】	25,200 (12,600) 【9,000】
5		97,000円以上 169,000円未満の世帯	42,000 (21,000)	39,500 (19,750)
6		169,000円以上 301,000円未満の世帯	51,800 (25,900)	49,300 (24,650)
7		301,000円以上 397,000円未満の世帯	55,100 (27,550)	52,600 (26,300)
8		397,000円以上の世帯	58,400 (29,200)	55,900 (27,950)

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

- ① 同一世帯から2人以上の就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園などを利用している場合は、2人目に当たる子どもが左表（ ）内の額になり、3人目以降の子どもは無料になります
- ② 市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は、就学前までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降は無料になります。
また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯は、第1子が左表【 】内の額になり、第2子以降が無料になります。
- ③ 同一世帯に18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は、無料になります。

● 副食費の免除

次の児童の副食費は無料になります。

- ① 年収360万円未満相当世帯の児童
- ② 同一世帯に18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童

● ひとり親世帯とは

母子および父子ならびに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とします。

● 障がい者世帯（在宅障がい児（者）のいる世帯）とは

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳または受給証書の写しを提出した世帯とします。

● 市町村民税の適用について

4月～8月は、左表の「当年度分」を「前年度分」と読み替えるものとします。

● 修正申告をした方

決定後に修正申告をした方は、税務署の受領印のある申告書の控え（写し可）を保育課まで提出してください。提出があった月の翌月分から階層の再決定を行います。

12 利用者負担額（保育料）等の減免

児童が傷病により月の欠席日数が保育日数の2分の1以上の場合、利用者負担額、延長保育利用料および副食費の2分の1を減免し、欠席日数が保育日数と同じ場合は、利用者負担額、延長保育利用料および副食費の全額を減免します。



「病児・病後児保育」を利用した場合は、欠席日数から除きます。また、減免額は当該月の利用者負担額、延長保育利用料および副食費の全額が納入された場合に還付します。

13 保育および子育て支援実施事業一覧

(令和5年10月時点)

施設名	延長保育		※①	※②	※③	※④	※⑤	※⑥	※⑦	※⑧	※⑨	※⑩
	午前	午後	土曜 保育	0歳児 保育	障がい 児保育	一時的 保育	休日 保育	病後児 保育	病児・ 病後児 保育	子育て 支援 センター	子育て 相談	園庭 開放
平野保育園	○	○			○						○	○
松川保育園	○	○	○		○						○	○
高丘保育園	○	○	○		○						○	○
たかやしろ保育園	○	○		○	○	○					○	○
さくら保育園	○	○	○	○	○		○				○	○
ひまわり保育園	○	○		○	○						○	○
みなみ保育園	○	○		○	○	○					○	○
ひらおか保育園	○	○	○	○	○						○	○
とよた保育園	○	○		○	○	○					○	○
(私)ひよこ保育園	○	○	○	○	○			○		○	○	○
(私)中野マリア幼稚園	○	○		○	○					○	○	○
(私)中野みらいく保育園	○	○	○	○	○						○	○
(私)ニチイキッズ中野保育園	○	○	○	○	○						○	○
病児・病後児保育施設									○			
中央子育て支援センター										○	○	
豊田子育て支援センター							○			○	○	
HUBLIC (ハブリック)							○			○	○	

※① 公立は、拠点園で実施します。

※② ※公立は、首が据わっていること(出産から6か月経過)が原則です。

※③ 集団保育が可能、かつ仕事などで家庭保育ができない児童の受け入れを実施します。

※④ 普段は家庭保育をされていて一時的に保育ができない児童をお預かりします。

※⑤ 日曜日や祝日に仕事などで家庭保育ができない保護者にかわり、お預かりします。

※⑥ 園児が、「病気の回復期」で集団保育や家庭での育児が困難な時期に、ひよこ保育園内でお預かりします。

※⑦ 園児が、「病気」または「病気の回復期」で集団保育や家庭での育児が困難な時期に、病児・病後児保育施設でお預かりします。

※⑧ お子さんと一緒に遊びながら、情報交換や仲間作りができ、保育士に子育てに関する悩みなどを相談することができます。

※⑨ 乳幼児の子育て相談を行っています。

※⑩ 未就園児とその保護者が、園児との遊びや交流を目的として、園庭を利用できます。(無料)

14 延長保育

- 1 延長保育は、勤務時間などの理由で利用可能な保育時間を超えて保育が必要な場合に申し込みできます。
- 2 保護者が求職活動および育児休業中である場合は、延長保育を利用することはできません。
- 3 延長保育の利用を希望する方は、保育課または各利用施設までお申し込みください。
- 4 公立保育所の延長保育の時間および利用料は次の表のとおりです。
 - ※ ひよこ保育園、ニチイキッズ中野保育園は、公立保育所の延長保育時間を超えて利用ができます。
 - ※ 私立の園は、直接お問い合わせください。

利用区分	延長保育時間
午前	午前7時30分から午前8時30分まで
午後1種	午後4時30分から午後5時30分まで
午後2種	午後4時30分から午後6時30分まで

区分	金額（月額）		
	午前	午後1種	午後2種
世帯区分	月曜日～土曜日 午前7時30分から 午前8時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後5時30分まで	月曜日～土曜日 午後4時30分から 午後6時30分まで
生活保護世帯等（※）	0	0	円 0
当年度分市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者等の世帯	0	0
	上記以外の世帯	700	700
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	700	700	1,400
当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上の世帯	900	900	1,800

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯



午前および午後1種または午後2種の併用利用はありません。



月途中での利用開始、辞退があった場合でも月額の金額になります。日割り計算は行いません。

15 土曜日保育

公立保育所の土曜日の保育は、保護者が就労等の都合により、ご家庭での保育ができない場合に、次の拠点園において利用することができます。(事前申込が必要です。)

※ 私立保育園等の土曜日保育につきましては、各施設にお問い合わせください。

拠点園	利用児童
高丘保育園	高丘保育園児・とよた保育園児・平野保育園児
松川保育園	松川保育園児・ひまわり保育園児
さくら保育園	さくら保育園児・みなみ保育園児
ひらおか保育園	ひらおか保育園児・たかやしろ保育園児

- ・開所時間は「午前7時30分～午後6時30分」です。
- ・土曜日保育は、給食の提供がありません。正午以降も保育を希望される場合は、弁当の持参をお願いします。
- ・拠点園については、毎年度変更になります。

16 休日保育

日曜日および祝日において、主に保護者の就労などにより、家庭で保育することができない場合、保育所で児童をお預かりする制度です。(事前登録と申請が必要です。)

) 市内に居住する児童が利用できます。昼食、おやつは持参となります。

※ 利用を希望する月の前月の15日までに申請してください。

対象年齢	利用日の時点で生後6ヶ月経過している乳児から就学前の児童		
実施保育所	さくら保育園	定員	10人

- ・12月29日から翌年の1月3日までを除く、日曜日および祝日が対象です。
- ・通常保育時間は「午前8時30分～午後4時30分」です。
- ・延長保育時間は「午後4時30分～午後6時00分」です。

利用区分	8時間以内	4時間以内	延長保育利用料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

17 一時的保育

ご家庭の理由等により断続的に家庭保育が困難となる児童を一時的にお預かりする制度です。**(各園の定員がありますので、事前に申請が必要です。)**

原則としてお預かりする児童は、生後6ヶ月経過していて、住所が中野市にある児童です。

利用区分	利用条件	上限日数
臨時保育	保護者の就労、職業訓練、就学、傷病等	12日/月
緊急保育	保護者の疾病、看護、冠婚葬祭、事故、災害等	—
リフレッシュ保育	保護者の育児負担を解消することを目的とすること	4日/月 1日/週

- ・土曜日、日曜日および祝日は実施していません。
- ・通常保育時間は「午前8時30分～午後4時30分」です。
- ・延長保育時間は「午後4時30分～午後6時00分」です。(リフレッシュ保育では利用不可)

実施園	利用区分	電話番号
みなみ保育園	臨時保育、緊急保育、リフレッシュ保育	26-2187
とよた保育園	臨時保育、緊急保育、リフレッシュ保育	38-2123
たかやしろ保育園	臨時保育、緊急保育	22-6611

- ・豊田子育て支援センター(38-1638)、中野市子育て支援拠点施設 HUBLIC(ハブリック)(38-1197)においても、一時預かり事業を行っています。詳しくは、施設までお問い合わせください。

利用区分	臨時保育・緊急保育・リフレッシュ保育料			臨時保育・緊急保育
	8時間以内	4時間以内	給食費(実費)	延長保育利用料
3歳未満児	2,200円	1,100円	午前おやつ 100円 昼食(主食を含む) 100円 午後おやつ 100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	昼食(主食は持参) 100円 午後おやつ 100円	200円

- ・利用月の翌月に1か月分の利用料金および給食費を集計し、納付書を送付しますので、納期限内に金融機関窓口でお支払いください。
- ・食物アレルギーがある場合、離乳食が必要な場合は、おかず入りの弁当およびおやつをご持参ください。
- ・リフレッシュ保育の利用料について、年額6,000円を上限に助成します。
(給食費および延長保育利用料は助成の対象外となります。)

18 病後児保育

園児が「病気の回復期」で、集団保育や保護者が就労等により家庭保育ができない場合に児童をお預かりする制度です。**(事前登録と申請が必要です。)**

実施場所	ひよこ保育園 電話 24-5155				
定員	4人	利用期間	原則として連続7日間以内 (施設の休日を除く)	利用料	無料

- ・土曜日、日曜日および祝日は実施していません。
- ・登録は、「保育課保育係」ですることができます。
(健康保険証、福祉医療受給者証、母子健康手帳をお持ちください。)

対象児童

次のいずれかに該当する生後6カ月から小学校就学前の児童で、病後児保育の利用が可能と医師が認める児童

- ① 市内の保育所、幼稚園、認定こども園および認可外保育施設に在園する児童
- ② 市内に住所を有し、市外の保育所、幼稚園、認定こども園および認可外保育施設に在園する児童



かかりつけ医から利用が可能だと判断された場合でも、急な病状の変化などにより、施設の判断で利用をお断りする場合があります。



19 病児・病後児保育

園児が「病気」または「病気の回復期」で、集団保育や保護者が就労等により家庭保育ができない場合に児童をお預かりする制度です。**(事前登録と申請が必要です。)**

実施場所	病児・病後児保育施設 電話38-1163 中野市西一丁目5番63号（北信総合病院たんぼぼ保育園となり）				
定員	6人	利用期間	原則として連続7日間以内 (施設の休日を除く)	利用料	無料 (小学生は有料)

・土曜日、日曜日および祝日は実施していません。

・登録は、「保育課保育係」ですることができます。

(健康保険証、福祉医療受給者証、母子健康手帳をお持ちください。)

対象児童

次のいずれかに該当する生後6ヶ月から小学校3年生までの児童で、病児・病後児保育の利用が可能と医師が認める児童

- ① 市内の保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設に在園する児童
- ② 市内に住所を有し、市外の保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設に在園する児童
- ③ 市内に住所を有し、小学校に在籍する1年生から3年生までの児童

利用できる病状

- ① インフルエンザウィルス流行期以外の38.5℃程度の発熱性疾患
(中耳炎、伝染性紅斑の発疹期に発熱を伴う場合などを含む)
- ② 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
- ③ 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状
- ④ 外傷後、伝染性膿痂疹で患部を覆うのが難しい場合など



かかりつけ医から利用が可能だと判断された場合でも、急な病状の変化などにより、施設の判断で利用をお断りする場合があります。また、感染症や入院加療が必要な場合など病状により、お預かりできないこともあります。



病児・病後児保育施設では、いろいろな症状の児童が利用されています。症状別に部屋を分けて、二次感染の防止には細心の注意を払っていますが、完全に感染を防げるものではありませんので、ご承知ください。



預かり中に症状に変化があった場合は、保護者の方にご連絡します。医療の受診が必要と思われる場合は、保護者の方に確認後、北信総合病院にて受診できるサポート体制を整えています。

20 利用者負担（保育料）等の納入

納入方法は、口座振替と納入通知書による現金納入とがありますが、原則、口座振替による納入をお願いしています。

納入していただく利用者負担額、延長保育利用料および副食費は、保育所を運営するための費用にあてられる大切なものです。納期限までに責任を持って納入してください。



納期限までに納入されない場合は、督促手数料および延滞金を徴収します。

1 口座振替を希望される方

- ・ 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。
- ・ 振替口座の登録には、1か月程度の時間がかかり、書類不備があった場合にはさらに時間がかかる場合があります。口座の登録が完了するまでの間は、納入通知書を送付いたしますので、下記の取扱金融機関の窓口または市役所会計課でお支払いください。
- ・ 引き落とし日は、**毎月 25 日**です。引き落とし日が土曜・日曜・祝日などの休業日の場合は、翌営業日となります。（詳細は、入所後、各保護者あてに通知します。）
- ・ 引き落としができなかった場合は、**翌月 10 日前後に再引き落とし**を行います。
- ・ 再引き落としでも振替ができなかった場合は、市が発行する督促状により、取扱金融機関の窓口でお支払いください。

2 現金納入を希望される方

- ・ 毎月中旬に送付する納入通知書により、期限内に下記の取扱金融機関の窓口または市役所会計課でお支払いください。

● 取扱金融機関

- ・ (株)八十二銀行
- ・ (株)長野銀行
- ・ 長野信用金庫
- ・ 長野県信用組合
- ・ 長野県労働金庫
- ・ 中野市農業協同組合
- ・ ながの農業協同組合
- ・ ゆうちよ銀行（長野県・新潟県に限る）

記入例

支給認定申請書

年 月 日

中野市長様

申請者
(保護者)

中野 太郎

子どものための教育・保育給付に係る支給認定について、次のことに同意し、以下のとおり申請します。

- ① 市が支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
- ② 閲覧した税情報等に基づいた利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。

申請に係る 児童名	氏名(フリガナ)	生年月日	性別	障害者手帳、療育手帳の有無
	ナカノ ハナコ 中野 花子	令和 2 年 10 月 1 日 生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
保育の希望 の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等(※)において保育の利用を希望する場合 <input type="radio"/> 無 : 幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合			

※保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

①保育の利用を必要とする理由等(保育を希望する方のみ記入)

保育の利用 を必要とする 理由	続柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児取得中で保育継続利用の子ども <input type="checkbox"/> その他 () 【具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)】
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児取得中で保育継続利用の子ども <input type="checkbox"/> その他 () 【具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)】	
利用希望期間	令和 6 年 4 月 1 日 から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日まで)	
利用希望曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜保育希望(※就労等により、保育が必要な場合のみ、利用可能)	
利用希望時間	8時 30 分 から 16 時 30 分 まで	保育必要量 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間(8時間) <input type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間)

②個人番号(マイナンバー)記入欄

氏名	個人番号(マイナンバー)
父 中野 太郎	* * * * * * * * * * * * * *
母 中野 春子	* * * * * * * * * * * * * *
申請児童 中野 花子	* * * * * * * * * * * * * *

記入例

表面

令和6年度 中野市保育利用申込書(兼児童台帳)

中野市長 様

令和 年 月 日

保育の利用を希望するので、申し込みます。

保護者	住所	〒383-0025 中野市 三好町一丁目3番19号		アパート名等		
	自宅電話番号	〇〇-xxxx	携帯(父)	〇〇〇-□□□□-△△△△	携帯(母)	〇〇〇-□□□□-△△△△
	(フリガナ)	ナカノ タロウ		令和5年(2023年)1月1日時点の住所		
氏名	中野 太郎		中野市内		中野市外	
			※中野市外の場合は、前住所		長野市〇〇一丁目△番□号	
利用希望児童	(フリガナ)	ナカノ ハナコ		生年月日	年齢	性別
	氏名	中野 花子		令和 2年 10月 1日	(R6.4.1現在) 3 才	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>

■利用を希望する施設 (※利用希望のない園については、入所調整を行いません)

利用希望 保育所名	第1希望	ひまわり	保育園 (希望理由)	自宅から近いため
	第2希望	さくら	保育園 (希望理由)	2番目に自宅から近いため
	第3希望	みなみ	保育園 (希望理由)	母親の勤務場所から近いため
	第4希望	高丘	保育園 (希望理由)	
	第5希望	平野	保育園 (希望理由)	
	第6希望		保育園 (希望理由)	
	第7希望		保育園 (希望理由)	

■利用を希望する期間等

利用希望期間	令和 6年 4月 1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで
		<input type="checkbox"/> その他 (年 月 日まで)
利用希望曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 平日のみ	<input type="checkbox"/> 土曜保育希望 (※就労等により、保育が必要な場合のみ、利用可能)
利用希望時間	8時30分から 16時30分まで	<input checked="" type="checkbox"/> 保育必要量 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間(8時間) <input type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間)
入所経験	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	保育園 (公立・私立) 年 月 ~ 年 月

■世帯の状況 (利用希望児童を除く、父母及び同居している家族全員の状況を記入してください)

児童の家族状況	(利用希望児童を除く) 家族氏名	利用児童との続柄	生年月日・年齢 (年齢はR6.4.1現在)	性別	職業	勤務先(内職先) 通学(園)先名	障害者手帳等の有無	備考
		中野 太郎	父	昭和58年 1月 1日生 (41)歳	男	会社員	〇〇株式会社	有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	中野 春子	母	昭和60年 2月 2日生 (39)歳	女	パート	〇〇商店	有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	中野 一郎	兄	平成22年 5月 1日生 (13)歳	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	中学2年生	〇〇中学校	有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	中野 二郎	兄	平成30年 6月 1日生 (5)歳	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	園児	〇〇保育園	有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	中野 夏子	妹	令和4年 7月 1日生 (1)歳	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>			有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	中野 秋男	祖父	昭和23年 8月 1日生 (75)歳	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	身体障害者手帳3級
	中野 冬子	祖母	昭和24年 9月 1日生 (74)歳	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	内職		有・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

■家庭の状況

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護の適用世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 左記以外
-------	---------------------------------	--	------------------------------------	--

■利用希望児童の状況

該当する項目にレ点を付けてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 健康である	<input type="checkbox"/> 病弱である	<input type="checkbox"/> 発達に心配がある
	<input type="checkbox"/> その他(集団保育をする上で心配なことがあるなどの場合は記入してください。)		
()			

■利用者負担額の納入方法 (原則、口座振替による納入をお願いします)

利用者負担額の納入方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 納入通知書による納入
-------------	--	-------------------------------------

保育料・副食費納付誓約書

私は、保育料及び副食費(「保育料等」という。以下同じ。)を納期限内に納付することを誓約します。
なお、保育料等に滞納があった場合、児童手当法第21条の規定に基づき、児童手当から保育料等を徴収するための申出書を提出します。

保護者氏名 **中野 太郎**

就労証明書

中野市長 宛

記入例

証明日 西暦 2023 年 10 月 25 日
 事業所名 株式会社 ●●建設
 代表者名 代表取締役 ●●●●
 所在地 中野市××××
 電話番号 0269 — ×× — ××××
 担当者名 信州 太郎
 記載者連絡先 0269 — ×× — ××××

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()
2	フリガナ 本人氏名	ナカノ ハルコ 中野 春子 生年月日 1985 年 2 月 2 日
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ●●建設 住所 中野市××××
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月間 168 時間 0 分 (うち休憩時間 1260 分)
		一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日
		平日 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 168 時間 0 分 (うち休憩時間 1260 分) 就労日数 <input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 21 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2023 年 9 月 年月 2023 年 8 月 年月 2023 年 7 月 20 日/月 160 時間/月 21 日/月 168 時間/月 20 日/月 160 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	備考欄	
追加的記載項目欄		

※就労者自身が記入してください。

※虚偽の申告は認定申請を無効とし、認定取消(退所)、保育料等の追加徴収を行うことがあります。

就労状況(予定)申告書

令和 年 月 日

※自営業・農業の方、経営者が自身または親族の方、内職の方のみ記入してください。

就労者氏名 中野 春子

記入者氏名 中野 春子

下記の内容について、事実であることを申告します。

就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 就労予定である		
事業形態	<input type="checkbox"/> 経営者 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者が経営者 <input type="checkbox"/> 親族が経営者 続柄() <input type="checkbox"/> その他()		
税申告	<input type="checkbox"/> 確定申告 <input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収 <input type="checkbox"/> 事業専従者 <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> その他()		
農業従事	耕作等の目的	<input type="checkbox"/> 自家消費のため <input type="checkbox"/> 出荷及び自家消費のため <input type="checkbox"/> 出荷(販売)のため	
	主な耕作物	耕作時期	月 ~ 月
自営業	仕事内容	(仕事内容を具体的に記入)	
	業種	建設業	
添付書類【必須】 ※コピーを提出	仕事内容	(仕事内容を具体的に記入) 事務・経理	
	○下記書類のうち、1点添付してください。 ※本人名義の書類 <input type="checkbox"/> 最新の確定申告書(第1・2表) <input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 開業届 <input type="checkbox"/> 出荷伝票 <input type="checkbox"/> その他() ----- ※上記書類の提出が困難な方は、経営者の確定申告書(第1・2表)を添付ください。 ※就労予定の方は、経営者の確定申告書(第1・2表)を添付ください。 ※本人名義の書類が添付できない場合は、入園の優先度が調整されます。		

※内容を確認するために、勤務先に訪問する場合があります。

※ここでいう「就労」とは、賃金支払いの発生する労働のことを指します。

中野市保育所の利用調整基準表

1 基準点数項目表

番号	類型	保護者の状況		基本点		
				父	母	
1	就労	会社等に雇用されている者 (事業主が親族の場合を除く) 自営中心者	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日7時間以上	10	10
				1日6時間以上	9	9
				1日5時間以上	8	8
				1日4時間以上	7	7
				1日4時間未満	6	6
			週4日以上就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日7時間以上	8	8
				1日6時間以上	7	7
				1日5時間以上	6	6
				1日4時間以上	5	5
			週3日以上就労 (不規則の場合は月15日以上)	1日7時間以上	6	6
				1日6時間以上	5	5
				1日4時間以上	4	4
		月48時間以上就労で上記以外		3	3	
		自営協力者 農業 内職	週5日以上就労 (不規則の場合は月20日以上)	1日7時間以上	9	9
				1日6時間以上	8	8
				1日5時間以上	7	7
				1日4時間以上	6	6
				1日4時間未満	5	5
			週4日以上就労 (不規則の場合は月16日以上)	1日7時間以上	7	7
				1日6時間以上	6	6
				1日5時間以上	5	5
				1日4時間以上	4	4
			週3日以上就労 (不規則の場合は月15日以上)	1日7時間以上	5	5
				1日6時間以上	4	4
月48時間以上就労で上記以外				3	3	
申込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が親族の場合		2	2			
2	妊娠・出産	出産予定日の前後各8週間		9		
		上記以外		2		
3	疾病・障がい	入院		10		
		自宅療養	常時臥床	10		
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養	7		
			その他乳児保育不可能と認められる療養	5		
		心身障がい	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級		10	
			身体障害者手帳3級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2級		7	
身体障害者手帳4級 療育手帳B2 精神障害者保健福祉手帳3級			4			
4	介護・看護	在宅介護・看護	要介護5・4、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ親族の介護・看護	10		
			上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護	4		
		入院付添	親族の入院付添に1か月以上あたっている者	7		
5	災害復旧	災害等の復旧		10		
6	求職活動	求職活動又は起業準備		1		
7	就学	大学や専門学校、職業訓練校等に通学 ※就労(会社等に雇用されている者・自営中心者)の基本点を準用		※		
基準外	児童虐待やDVの恐れがあると認められる場合 死別・行方不明・拘禁などで父母とも不存在の場合			基準点によらず、 最優先とするもの		

※ 父母のどちらか低い指数で算出する

2 調整点数項目表

項目		内容	調整点
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	5
2	生活保護世帯	生活保護世帯	2
3	単身赴任・海外勤務	父母の一人が単身赴任または海外勤務で不在	2
4	子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がいにかかる手帳の交付を受けている場合	2
5	兄弟姉妹の利用	既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	2
6	地域型保育事業の卒園児 (4月の入園時のみ適用)	地域型保育事業の卒園児が、引き続き市内の保育所の利用を申込み場合	2
7	転園	保育所、幼稚園、認定こども園および認可外保育施設からの入所の場合	2
8	育休復帰	育児休業終了により勤務に復帰する場合	2
9	保育料等の滞納	在園児または卒園児の保育料等を3か月以上滞納している場合	-3
		保育料等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られない等の場合	滞納月× -1
10	就労状況に関する整合性の不足等	・就労状況(日数、時間等)に対して就労(収入)実績に整合性がない場合 ・自営業等の就労状況(予定)申告書に関して、本人が就労していることが分かる資料が提出できない場合	-3
11	保育士	中野市内の保育施設で保育士、保育教諭として勤務している、または勤務予定の場合	3

3 同点の場合の優先項目

1	兄弟姉妹がすでに入所している世帯
2	基本点数項目表の点数の合計が高い世帯
3	調整点数項目表の「ひとり親世帯」「生活保護世帯」への加算が適用されている世帯
4	基本点数項目表の類型間の優先順位(①～⑦の順) ①災害復旧 ②疾病・障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
5	養育している子どもが多い世帯
6	利用調整基準日時点で、中野市に住民票のある世帯
7	父母の市民税所得割額の合計額が低い世帯

湯島河原
体験式施設
まだらのおのぼ

中野市

飯山市

保育所・幼稚園・認定こども園マップ

No	保育所名	所在地	電話番号
1	平野保育園	片塩 41 番地	22 - 6302
2	松川保育園	中野 1461 番地 1	22 - 2248
3	高丘保育園	草津 1502 番地	22 - 2731
4	たかやしろ保育園	赤岩 1525 番地 2	22 - 6611
5	とよた保育園	豊津 3079 番地 1	38 - 2123
6	さくら保育園	小田中 119 番地 1	22 - 3244
7	ひまわり保育園	三好町一丁目 6 番 12 号	22 - 3324
8	みなみ保育園	新野 3 3 5 番地 2	26 - 2187
9	ひらおか保育園	間長瀬 496 番地 2	26 - 2525
10	ひよこ保育園 (私立)	東山 1134 番地 4	24 - 5155
11	認定こども園 中野マリア幼稚園 (私立)	中央二丁目 6 番 4 号	22 - 3503
12	中野中央幼稚園 (私立)	中央四丁目 2 番 5 号	22 - 3686
13	中野みらいく保育園 (私立)	吉田 1044 番地 2	38 - 8868
14	ニチキッズ中野保育園 (私立)	吉田 796 番地 5	38 - 1018

